

議案参考資料

[平成 29 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

長寿支援課 介護管理給付係

議案名

議案第 18 号 桐生市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

介護保険法等の一部改正に伴い、指定地域密着型通所介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるため、所要の改正を行おうとするものです。

概要

介護保険法の一部改正及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正により、地域密着型通所介護(療養通所介護を含む。)が地域密着型サービス(*)に創設されたことに伴い、国の基準を参酌して、指定地域密着型通所介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものです。

* 地域密着型サービス：可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活できるよう、平成 18 年 4 月の介護保険制度の改正により創設されたサービスで、都道府県知事の指定(許可)を受ける介護保険施設とは異なり、市町村ごとにサービス提供事業者が指定されることから、柔軟なサービスを提供することができます。

(施行期日： 平成 29 年 3 月 31 日)

背景・経過

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号)の施行に伴う介護保険法の改正等により、通所介護を提供する事業所のうち、利用定員 18 人以下の小規模な通所介護事業所(療養通所介護事業所は、利用定員 9 人以下)は、平成 28 年 4 月 1 日から市町村が指定する地域密着型サービスと位置付けられ、その運営基準等を当該市町村の条例で定めることとなりました。

なお、条例については、平成 29 年 3 月 31 日までに施行する必要がありますが、条例が施行されるまでの間は、経過措置により省令で定める基準が適用されます。